

○名護市市場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第5号

改正 平成22年10月18日規則第22号

平成25年9月24日規則第22号

平成26年3月31日規則第5号

名護市営市場設置及び管理条例施行規則（昭和51年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、名護市市場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休場日及び営業時間）

第2条 名護市市場（以下「市場」という。）は、年中無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休場することができる。

2 市場の営業時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に営業時間を変更することができる。

名称	営業時間
名護市営市場	午前7時30分から翌日の午前0時まで
名護市青果等市場	午前1時から午後6時まで

（使用の許可の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により新たに使用の許可を受けようとする者は、市場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第3条第3項の規定により継続使用の許可を受けようとする者は、使用許可期間満了日の1月前までに市場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、申請に必要な添付書類については、許可を受ける際に提出した書類の内容に変更があるもののみとする。

（使用の許可等）

第4条 市長は、前条の申請を許可するときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し市場使用許可証（様式第2号。以下「使用許可証」という。）を交付する。

2 市長は、前条の申請を許可しないときは、当該申請者に対し市場使用不許可通知書（様式第3号）により通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、名護市営市場の駐車場を使用しようとする者は、入場する際に駐車券の交付を受けることにより、使用の許可を受けたものとみなす。

（使用の許可の変更）

第5条 使用許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更しようとするときは、市場使用許可変更申請書（様式第4号）を提出し、市場使用許可変更承認証（様式第5号）の交付を受けなければならない。

(誓約書)

第6条 使用者は、前条の市場使用許可証の交付を受けたときは、直ちに誓約書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可に付する条件)

第7条 使用の許可には、次の各号の条件を附するものとする。

- (1) 店舗を使用する者は、許可を受けた日から7日以内に市場の使用を開始すること。
- (2) 店舗を使用する者は、1月以上連続して休業しないこと。
- (3) 使用料等の納付期限を厳守しなければならないこと。
- (4) 商品、機材等については、一切使用者の責任で管理し、市は保管の責任を負わないこと。
- (5) 市場の治安及び衛生上害を及ぼし、又は他の使用者及び利用者の使用を妨害する行為をしてはならないこと。
- (6) 市場で油を使用する施設の使用者は、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）に基づき下水道除外施設の定期清掃を行わなければならない。廃棄物処理業者との委託契約書の写しを提出する。
- (7) 市場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。
- (8) 名護市市場の設置及び管理に関する条例、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）及びこれらの条例施行規則並びに関係法令を遵守すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を附することができる。

(許可の取消)

第8条 市長は、使用者が前条第1項各号のいずれかに反すると認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。ただし、同項第1号から第3号までの規定においてあらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、市場使用取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の通知を受け取った日から起算して1月以内に退去しなければならない。

(原状変更)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた場所の原状を変更しようとするときは、市場原状変更願（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用場所の返還)

第10条 使用者は、使用場所を返還しようとするときは、当該返還する日の1月前までに市場返還届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした使用者は、返還予定日までに私有財産をすべて撤去し、使用場所を原状回復しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 基本条例第21条の規定により使用料の減額又は徴収の免除を受けようとする者は、市場使用料

減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請の審査結果を市場使用料減免決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（使用料の返還）

第12条 基本条例第22条ただし書が適用される場合において、既納の使用料の返還を受けようとするときは、市場使用料返還申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請につき、使用者の責めに帰することができない理由によると認めた場合に限り還付するものとし、名護市市場使用料返還決定通知書（様式第13号）により通知する。この場合において、還付する金額は、その都度決定する。

（テナント会への加入）

第13条 使用者は、市場の販売促進を行い、集客力を高める取り組みを行うためテナント会を発足し、加入するものとする。

- 2 前項の規定によるテナント会の代表者は、市場内で問題が生じたときは市と協議するものとする。

（使用者の心得）

第14条 使用者は、商品の整理整頓、市場内外の清掃、下水の清掃等を行い、市場の環境を良好に維持するように努めなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（名護市仮設卸売市場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の廃止）

- 2 名護市仮設卸売市場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（昭和63年規則第5号）は、廃止する。
- 3 名護市規則の廃止に関する規則（昭和52年規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の名護市市場設置及び管理条例施行規則に基づく様式は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成22年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の名護市市場設置及び管理に関する条例施行規則に基づく様式は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成25年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の名護市市場設置及び管理に関する条例施行規則に基づく様式は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)

代表者 氏名 印
連絡先

市場使用許可申請書

市場の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
店 舗 名			販売・取扱品目	
従 業 員 数	人			
添 付 書 類	1 個人の場合 ①事業計画書(収支計画、資金計画含む) ②住民票 ③確定申告書 ④市税完納証明書 ⑤その他 2 法人の場合 ①事業計画書(収支計画、資金計画含む) ②登記簿謄本 ③確定申告書、決算報告書 ④法人に関する税完納証明書 ⑤その他			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他		
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間		
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用	☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的			

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用許可証

年 月 日付、市場使用申請については、次のとおり許可します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
店 舗 名		販売・取扱品目		
使 用 許 可 番 号	第 号			
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日			
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他		
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間		
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用	☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的			

許可条件

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用不許可通知書

年 月 日付、申請のあった名護市市場の使用については、次のとおり不許可としたので通知します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
店 舗 名			販売・取扱品目	
使 用 許 可 期	年 月 日から 年 月 日まで			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他			
使 用 日 時	年 月 日	時から	時までの 時間	
使 用 目 的				

不許可とする理由

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

市場使用許可変更申請書

年 月 日付許可を受けた市場の使用について、次のとおり変更を申請します。

理 由	
-----	--

☐店舗(☐名護市営市場 ☐名護市青果等市場)

	許可を受けた内容	変更申請内容
使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
店 舗 名		
販売・取扱 品 目		
従 業 員 数	人	人
使 用 場 所 番 号	第 号	第 号
添 付 書 類		
そ の 他		

☐店舗以外

	許可を受けた内容	変更申請内容
使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他
使 用 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
そ の 他	空調 ☐ 使用する ☐ 使用しない 電気 ☐ 使用する ☐ 使用しない	空調 ☐ 使用する ☐ 使用しない 電気 ☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的		

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用許可変更承認証

年 月 日付使用許可変更申請について、次のとおり変更を承認します。

☐店舗(☐名護市営市場 ☐名護市青果等市場)

	許可を受けた内容	変更申請内容
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
店舗名		
販売・取扱品目		
従業員数	人	人
使用場所番	第 号	第 号
添付書類		
その他		

☐店舗以外

	許可を受けた内容	変更申請内容
使用場所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他	空調 ☐ 使用する ☐ 使用しない 電気 ☐ 使用する ☐ 使用しない	空調 ☐ 使用する ☐ 使用しない 電気 ☐ 使用する ☐ 使用しない
使用目的		

許可条件

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

誓約書

市場の使用許可に付された条件を遵守し、名護市に対し一切迷惑をかけないことを誓約します。

使 用 許 可 番 号	第 号
使 用 場 所 番 号	第 号
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
誓 約	(1) 許可を受けた日から7日以内に使用を開始します。 (2) 1月以上連続して休業しません。 (3) 使用料等の納付期限を厳守します。 (4) 商品、機材等については、使用者の責任で管理し、一切市に保管の責任を求めません。 (5) 市場の治安及び衛生上害を及ぼし、又は他の使用者及び利用者の使用を妨害する行為をしません。 (6) 市場で油を使用する場合は、廃棄物処理法に基づき下水道除外施設の定期清掃を行います。その際、廃棄物処理業者との委託契約書の写しを提出します。 (7) 市場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償します。 (8) 名護市市場の設置及び管理に関する条例、名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成16年条例第1号)及びこれらの条例施行規則並びに関係法令を遵守します。

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用取消通知書

市場の使用の許可を取り消し、退去を命じます。

取り消す使用許可

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
店 舗 名		販売・取扱品目		
使 用 許 可 番 号	第 号			
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日			
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ 広場(買物広場・パティオ) ☐ その他		
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間		
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用	☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的			

取消理由

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

市場原状変更願

次のように許可を受けた市場の資料場所の原状を変更したいので、許可をお願いします。

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場				
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内				
	面 積	m ²	番 号	第 号	
使 用 許 可 番 号	第 号				
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日				
原 状 変 更 の 理 由					
原 状 変 更 の 内 容					
添 付 書 類	※変更したい内容が具体的にわかる設計図書など				

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

市場返還届出書

市場の使用について、その使用を終了し、場所を返還するため、次のとおり届出ます。
なお、私有財産については、返還予定日までに全て撤去し、必要な原状回復をします。

☐店舗

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
店 舗 名			販売・取扱品目	
使 用 許 可 番 号	第 号			
使 用 許 可 日	年 月 日			
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
返 還 予 定 日	年 月 日			
返 還 場 所 現 状				
原 状 回 復 方 法				

備考 返還場所の現状及び原状回復の方法については、記入された内容が適切なものかを
現場確認します。

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

市場使用料減免申請書

市場の使用料について、次のとおり減免を申請します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
店 舗 名		販売・取扱品目		
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ その他		
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間		
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用	☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的			

減 免 申 請 の 理由	
減 免 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
希 望 する 減 免	☐ 全額の徴収免除 ☐ 割の減額

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用料減免決定通知書

年 月 日に申請のあった市場の使用料の減免については、次のとおり決定します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場				
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内				
	面 積	m ²	番 号	第 号	
使 用 目 的					
店 舗 名			販売・取扱品目		
使 用 許 可 期	年 月 日から 年 月 日まで				

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ その他				
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間				
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用		☐ 使用する ☐ 使用しない	
使 用 目 的					

減 免 決 定 額	☐ 全額 円の徴収を免除する ☐ 円から 割を減額して 円とする ☐ 減免しない				
減 免 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
減 免 申 請 の 理由					

様式第12号(第12条関係)

年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所
名称(※法人)
代表者 氏名 印
連絡先

市場使用料返還申請書

市場の使用料について、次のとおり返還を申請します。

☐店舗(☐新規 ☐継続)

市 場 名	☐ 名護市営市場 ☐ 名護市青果等市場			
使 用 場 所	☐ 生鮮食品等店舗 ☐ 物販店舗 ☐ 飲食店舗 ☐ チャレンジショップ ☐ ワゴンショップ ☐ まちなか情報コーナー ☐ 青果等市場内			
	面 積	m ²	番 号	第 号
使 用 目 的				
店 舗 名		販売・取扱品目		
使 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			

☐店舗以外

使 用 場 所	☐ 食文化人材育成施設 ☐ その他		
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時までの 時間		
空 調 設 備	☐ 使用する ☐ 使用しない	電気設備等の 使用	☐ 使用する ☐ 使用しない
使 用 目 的			

返 還 申 請 の 理 由	
返 還 に 係 る 既 納 使 用 料	年 月～ 年 月分 合計 円
備 考	添付書類：使用料領収書の写し

様式第13号(第12条関係)

第 号
年 月 日

殿

名護市長 印

市場使用料返還決定通知書

年 月 日に申請のあった市場の使用料の返還については、次のとおり決定します。

決 定 内 容	☐ 返還する(円) ☐ 返還しない
返 還 結 果 の 理 由	
備 考	

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第11条関係)
様式第11号 (第11条関係)
様式第12号 (第12条関係)
様式第13号 (第12条関係)